

令和6年度三種町特別職報酬等審議会 会議録

日時 令和6年11月26日（火）
午前9時55分～午前10時54分
場所 三種町役場第1会議室

出席者

審議会	会長	A
	委員（会長職務代理者）	B
	委員	C
	委員	E
	委員	F
	委員	G
	委員	H
	委員	I
三種町長	町長	田川 政幸
事務局	総務課長	三浦 保
	総務課課長補佐	石井 忍
	総務課行政係主査	宮田 孝志郎
	山本支所長	内藤 英子
	山本支所長補佐	大高 博充

欠席者

審議会	委員	D
-----	----	---

会議の記録

午前9時55分 開会

三浦総務課長 おはようございます。定刻前ではございますが、委員の皆様お集まりになりましたので、これから会議を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席くださりありがとうございます。

私、総務課長の三浦と申します。本日はよろしくお願いいたします。

早速ですが、本日配布しました次第に従いまして、委員の皆様には任命書を交付いたします。

町長より任命書を交付いたしますので、その場で任命書をお受け取りください。

（田川町長から各委員へ任命書を交付。）

三浦総務課長 では、ただいまから特別職報酬等審議会を開催いたします。開会に当たり、町長から御挨拶申し上げます。

田川町長

皆さんおはようございます。本日は大変お忙しい中、三種町特別職報酬等審議会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

この度は、特別職の報酬等を審議していただくということで、常日頃より、本町の各分野において代表するお立場の皆様に御依頼を申し上げましたところ、快くお引き受けいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

当審議会につきましては、特別職の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとされております。

特別職の報酬等を審議、答申していただくことにつきましては大変難しいものと感じておりますが、町政に深い関わりをお持ちいただいている委員の皆様から率直な御意見をいただけることを御期待申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

三浦総務課長

ありがとうございます。

それでは、ここで本日お集まりの委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

(各委員を紹介。)

以上の方々でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に、本審議会について事務局から御説明申し上げます。

石井補佐

事務局総務課長補佐の石井と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に配布しております資料の資料 No. 1 を御準備いただきたいと思います。

特別職報酬等審議会でございますが、第1条（設置）といたしまして、町長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため、三種町特別職報酬等審議会を置くということになっております。

続きまして、第2条、町長は、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとするしております。

そして、本審議会の委員でございますが、これは第3条で規定してございます。公共的団体等の代表者、住民のうちから9人をもって組織するということで、本日は9人の委員の皆様で構成しております。任期につきましては、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとなっております。

また、第4条（会長）でございますが、審議会に会長を置き、委員の互選により定めとなっておりますので、この後、会長の選出をお願いしたいと思います。以上でございます。

三浦総務課長

それでは、早速議事に入っていただきたいと思います。

普段の会議では、会長に議事進行をお願いしておりますが、今回は任命

後最初の会議でございます。会長が選任されるまでの間は町長に議長をお願いいたします。

田川町長 それでは、事務局から説明がありましたとおり、暫時私のほうで議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

 それでは、次第の4、会長の選出について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

石井補佐 はい、三種町特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、審議会会長の選任を委員の互選により行うとなっております。今回、最初の会議ですので、会長を皆様に選任していただく必要があります。

 条例上、委員の互選によると規定されておりまして、一般的な選任方法としては、推薦などが考えられます。選任方法も含めて御審議をお願いいたします。

田川町長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、条例上、会長の選任につきましては、委員の互選によることとなっております。互選の方については推薦で行いたいと思いますが、御意見等ありましたら御発言をお願いします。

 （「異議なし」の声あり。）

田川町長 それでは、推薦ということではどなたがよろしいですか。

B委員 私はA委員の方からお願いしたいと思いますが、皆さんの御意見を。

田川町長 ただいまB委員より、A委員でどうかという御発言がございましたが、皆様から御意見をいただきたいと思います。

 （「異議なし」の声あり。）

 はい、御異議がないようでございますので、A委員を会長とさせていただきますと思いますが、よろしいですか。

 （「はい」の声あり。）

田川町長 それではA委員、お引受けいただけますでしょうか。

A委員 はい。

田川町長 それでは、会長はA委員にお願いしたいと思います。

 会長が選任されましたので、議長職を下りさせていただきます。

 A会長は会長席へお願いします。

三浦総務課長 それではA会長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

A会長 Bさんから推薦があり、急きょ会長に選任されましたけれども、なんせ私こういう財産区は審議会の対象になることさえ分らなかったです。

 財産区自体は昔から知ってまして、私の父が新しい下岩川中学校に校長として赴任しまして、財産区から大変大きなお金をいただきましてですね、新しい校舎に入らせていただきました。

 いずれにしろ、大分経営自体良くなっておられるようですので、そういうことで、会長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

三浦総務課長 ありがとうございました。それでは、以後の進行は会長にお願いいたします。

A会長 はい。それでは、次第に沿いまして職務代理者の選出を行いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

石井補佐 事務局から説明いたします。三種町特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。となっており、職務を代理する委員を会長からあらかじめ御指名いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

A会長 私が指名するというふうなことでございますが、自薦でも他薦でも何か御意見ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

無いようであれば、私から指名させていただきたいと思います。Bさん、いかがでしょうか。皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

それでは、B委員の方からお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

B委員 はい。

三浦総務課長 それでは、B委員から職務代理者をお願いいたします。

ここで、町長から会長へ諮問書をお渡しいたします。

田川町長 下岩川財産区議会議員の報酬月額の引上げについて（諮問）

三種町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

下岩川財産区議会議員の報酬月額の引上げについて

諮問理由 下岩川財産区議会議員の報酬月額は、平成6年3月に当時の報酬月額（議長2万円、副議長1万8千円、議員1万6千円）の2分の1とする条例案を財産区議会において可決し、現在の報酬月額（議長1万円、副議長9千円、議員8千円）となっている。

当時の報酬減額に至った経緯は、財産区における森林経営の収益性の低下に伴い、財産区経営の健全化を図る一つとして財産区議会議員の報酬月額を減額したものである。

現在の財産区経営は、木材の需要増により木材価格の安定化が図られたことで、基金への積み増しを行うなど経営の安定化が図られている。また、下岩川地区の人口減少と高齢化の進展は顕著であり、今後の財産区運営に安定的な人材確保や人材育成が急務となっている。

今後も森林経営計画に基づく経営基盤の安定化に努め、地域振興の推進と地域資源の保全・活用に貢献するものであり、財産区経営の健全化は図られていることから、財産区議会議員の報酬月額を減額前の水準まで引上げ、財産区の活性化を図るものである。

（田川町長が諮問書を読み上げ、A会長へ手交。）

田川町長 以上です。よろしくお願いします。

三浦総務課長 町長から諮問がなされました。町長は公務のため、ここで退席させていただきます。

田川町長 よろしく申し上げます。
(町長 退席)

A会長 それでは次第により議事を進めさせていただきます。次第によりますと、傍聴及び会議録の取扱いについてとなっております。事務局より説明をお願いいたします。

石井補佐 事務局から説明いたします。審議会の傍聴につきましては、条例に特別の規定はございませんが、委員の皆様様の率直な発言に重きを置いて、会議は非公開とし、また、議事録につきましては後日公開といたしますが、委員の発言内容が特定されますと、自由活発な発言への影響も懸念され、審議会の趣旨からも外れてしまう可能性もございます。

よって、発言された委員名はアルファベット表示し、発言内容の要旨を記載することによりよろしいか。以上、傍聴と議事録の取り扱いについて、ご意見を賜りたいと思います。

A会長 はい、こういうことでございまして、会議は非公開と公開の2つの方法がありますので、皆様から御意見いただきたいと思います。議事録の発言者名につきましてはアルファベット表示にするという、これについては後で説明をお願いしたいと思いますが、それでは今の説明について御意見がございましたらお願いします。

石井補佐 会長の方からアルファベット表示の件についてありましたけれどもAさん、Bさんというふうになります。

B委員 情報公開の関係で特別問題なければ、今の取扱いで良いと思います。
(他の委員から「異議なし」の声あり。)

石井補佐 特に問題はありません。

A会長 それでは会議については非公開、議事録につきましては発言者名をアルファベット表示することによりいたします。傍聴の方はおりませんね。

それでは諮問事項の説明と審議に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

大高補佐 はい。山本支所で財産区の事務を担当させていただいている、大高と申します。本日はどうかよろしくお願いいたします。それでは、私から資料の詳細について説明を御説明いたします。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から資料の詳細についてご説明いたします。

「三種町特別職報酬等審議会資料」をご説明いたします。資料1ページをご覧ください。

下岩川財産区の成り立ちでございます。

明治40年より5期連続で下岩川村の村長に就任した石井龍吉翁が造林し、村有地の一部に数十町歩の造林を行っております。これが下岩川地

区の始期で現在に至っております。

昭和30年4月1日に町村合併により山本村が誕生しましたが、同年8月27日に下岩川財産区を設置しております。

これは、下岩川村で所有している山林については「下岩川財産区」という特別地方公共団体を設置し、市町村議会ではなく下岩川財産区議会で管理及び処分等をしていくというものでございます。これは、地方自治法第294条第1項によるものでございまして、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみ法律上独立の人格を与えられたものでございます。

従いまして、下岩川財産区の権能（権限・能力）は、所有する山林の管理及び処分又は廃止に限られます。都道府県や市町村のような普通地方公共団体のように福祉行政や税金の徴収等の行政事務は出来ないということでございます。

続きまして、下岩川財産区の市町村に対する寄与でございます。資料の2ページをご覧ください。

下岩川財産区では、これまで、下岩川地区で実施される町の事業に対して様々な資金援助を行っております。村の合併当初は財源が大変乏しく、当時の財産区より提供される財源は、非常に貴重なものであったとされております。

その中でも大きなものとしては、昭和36年竣工の下岩川中学校建設に係る資金でございました。詳細はご覧のとおりでございます。

財産区より提供される繰り出し金の使途内容としましては、学校等教育設備整備事業、道路・河川等整備事業、各種団体に対する補助事業等がございました。

続きまして、下岩川財産区の事業収入でございます。資料3ページをご覧ください。令和5年度分でございます。決算額は、歳入が4,906,199円、歳出が4,479,272円、差引き426,927円となっております。

事業としては下刈り事業、除伐事業、収入間伐事業を実施しております。5年度の間伐事業収入としては、4,407,575円となっております。

4ページをご覧ください。令和6年度の収入間伐事業を掲載してございます。卯ノ沢地区15.85haでは9,672,021円の収入、長面地区2.13haでは1,156,422円の事業収入でございました。

今後の事業計画でございます。白神森林組合と令和15年度までの10年間の森林経営委託契約を締結し、事業展開していく計画でございます。これまでは約15～20haの間伐を実施してきましたが、今後は、毎年度5～7ha規模で間伐を計画し、ある程度の樹齢に達した部分については皆伐、全伐を実施、植栽して育てていく計画であります。現在進行中の間伐事業はご覧のとおりでございます。

続きまして5ページをご覧ください。6. これまでの改正経緯でございま

す。平成6年3月18日の財産区議会定例会にて報酬改正の議決をして、現在の報酬額に減額しております。平成5年度基金残高は4,900万円で行っていただきました。平成10年12月28日の議会定例会では、定例会回数・議員定数の改正を行っております。経営規模の縮小などから、議会も簡素合理化に努めるとの理由でございます。これにより、定例会を年2回とし議員定数も半数の6名に改正されております。また、平成9年度の基金残高は37,001,113円で前年に比べますと5,131,811円減っております。このままの状態で行くと財産区の消滅の危機で行っていただきました。

現在の基金残高は、令和5年度においては、90,252,871円となっております。

7. 改正要望についてです。読み上げます。これまで、経営規模の縮小により、議員報酬の減額や定例会回数の減、議員定数の削減を実施し、財産区の存続に努めて参りました。現在は、木材の需要増により、価格も安定し、財産区の経営も安定してきてございます。今後も下岩川地域振興のため、財産区として貢献していくものでございます。新たな森林経営計画を策定し、基盤の安定に努めて参ります。そのためには安定的な人材確保、人材育成を図り、もって社会情勢の変化に適応した財産区制度を確立すべく、財産区議員の報酬月額について、平成6年3月以前の報酬月額の水準まで引き上げるよう、見直しを要望するものでございます。

以下、6～9ページまで財産区議会資料を添付してございます。10ページには秋田県内の財産区の報酬・財政状況をまとめてございます。

また、参考に令和5年度の下岩川財産区特別会計歳入歳出決算書を添付してございます。説明については以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

A会長 ただいま山本支所から説明がございました。皆さんから御意見を申し上げます。

F委員 地元の下岩川の財産区ですので、意見を述べたいと思います。財産区議会議員としての活動は特に多岐にわたっています。ここに今、申し述べられていること以外にも沢山の活動があります。

まず、今述べられた例えば間伐皆伐などの伐採事業があれば、その事業の作業前、作業中、作業後、都合3回にわたって現場の視察を行っていただきます。6年度は卯ノ沢地区と長面地区2つありますので、そうすると年6回の視察を行っているということになります。

その他に、年数回の定例会もやっています。あとは、財産区議員として例えば、下岩川地区にある振興会、或いは農村RMOの活動もありまして、年それぞれ4・5回の会合に出席しています。

あと、視察研修なども行っていて、今年は10月の下旬に中国木材の視察を行っていただきます。先ほどから御説明がありますように、経営状況が非常に良く改善されてきていますので、議員の皆さんの意欲向上のためにも、

給与の引き上げをできればと思っております。以上です。

A会長

今のFさんの御意見を踏まえまして、また山本支所から説明もいただきましたので、それらにつきましても御意見を賜りたいと思います。

C委員

引き上げについては、私も基本的には賛成です。この資料の最後の方に県内の財産区の状況調べが添付されてますけど、予算的には三種町の財産区が単純に見る限りは一番低いんですが、その予算に対する人件費的な経費が何%か、各々そこまでは詳しくはわかりませんが、先ほどから改正要望の中にもある通り、人材育成や人材確保の観点から、報酬の引き上げについては、予算規模から見ても突出して高くなるわけでもないので、妥当な線かなと思います。

今まで町に対して寄与している部分もかなりありますので、継続して、事業展開していただきたいと思いますので、報酬の引き上げについては、基本的には賛成です。

A会長

はい、他にありませんか。

I委員

前回引き下げられたのが30年前ということでもありますので、当時とは物価も全然違いますし、議員の方々の御負担も考慮すると、引き上げには賛成させていただきたいなど。

やはり財政的にも改善してきているというところもありますので、この所を逆に柔軟に、もっともっと改善すればもっと引き上げてもいいでしょうし、決して増えてはならないという領域ではないと思いますので、是非こういった財政が改善したのであれば、引き上げを柔軟に考えていくべきかなというふうに思います。

A会長

他にございませんか。

E委員

私も今回委員に選出されて初めて財産区という、名前は知っていたんですけども、この内容について資料を読ませていただいて、非常にこの財産区が、今三種町になってますけども、旧山本でもすごい貢献されたんだなというのは、こういう資料を見て、本当に感服いたしました。

それで今回の引き上げについてはですね、皆さんも先ほど来、おっしゃってますけども、最低の頃の基金残高で3,700万円ぐらいまで落ち込んだわけですけども、昨年度の残高が9,000万円ということで、非常に事業的にも安定してきていると。ということから考えても、本当に報酬自体他の町村から比べても非常に低いんですが、その半分で今までやられてきて、ここまで運営も安定してきたことを考え、私は今回の引き上げ、それを30年前の金額に戻すということの案については、妥当だし、適正でないかなというふうに考えます。以上です。

A会長

ありがとうございました。他にございますか。おおむね賛成ということのようですが、30年のあいだ大分低く下げられていたようですね。以前は木材相場が低迷していたようですが、現在は需要も伸びて林業に対する考え方も大きく変わってきている感じもしますし、木材による住宅建築も増えているようですが、状況が変わってきていることは確かだと思います。

付帯意見についてはどうですか。

B 委員

額についての引き上げは良しとしますけども、今の現状からいけば、もうちょっと引き上げてもいいかなという、非常に議会としても30年前から比べれば定数も半減しておりますし、経営状況も大分良くなってきていますのでちょっと控え目な要望かなという感じはしていますけども。

さらなる引き上げについては、今後の経営状況を見て判断していくべきかなと思います。

ひところ私もちょっと携わった経緯があるんですけど。財産区はこのまま行けば解散しなきゃならないという状況でしたので、やむなくこういった、存続を願って措置を講じたのが良かったんじゃないかなと思いますけど。

森林組合さんの協力もあって、森林の資源の維持管理も行われてきたわけですけど、中国木材さんが入ってきて非常に木材需要がこれからというふうな、非常に木材が足りないという状況、もっともっと必要だというふうな情報もあるやに聞いてます。

そういったことも踏まえて、やっぱり伐採だけではどうにもならないんで、植栽して維持管理していかないと、そういった事業も進めながら、経営にあたっていただきたい。

A 会長

Bさんからの御意見ですけども、上げることには賛成ですけども、もっと引き上げても良いんじゃないかというような、かえって控えめじゃないかというような意見だったと思うんですが、私も全くそのとおりだと思います。ただ、林業というのが今後も県や国の施策の中で重要視されて継続されるかどうか確かなものなのかという疑問な所もありますが、でも方向としては、そういうものを大事にしていきたいという方向に来てるとは感じます。

F 委員

やっぱり会合の多さ、そして今経営状況が良くなっているということを考えれば、さらに引き上げてもいいのかなと。かつて下岩川財産区には、50年ぐらい前ですが、町議会議員の給与よりも財産区議会委員の給与が高い時期がありました。

それだけ事業が盛んなときは潤っていたし、財産区議会議員の給与が高いということで、下岩川地区は本当に豊かな場所であったと思います。

でも、3,000万円位まで落ちたときはもう本当に存続の危機であったと思うんですね、また今9,000万円位まで回復してきているので、この勢いを下岩川地区全体にもたらし、また、良くなっていただければいいなと思っています。

A 会長

事業が軌道に乗ってくるともっと高い給与でも大丈夫だけど、実質的に上げるということになってくればまたもう少し様子を見ながらというような、そういうこともあるのかなというふうに感じました。何か御意見ありませんか。

C 委員

今会長が言ったとおり、木材市場の今後の動向なり需要状況がまだ定着

してないというか、見通しが判然としない中なので、方向としてはこれが持続するようであれば、報酬のさらなる引き上げも考えてもいいでしょうが、今は様子を見て、様子を見るといっても何を見るのかというのはなかなか難しいんですけど、今報酬をさらに上げるっていうのはちょっと厳しいのかなと思います。色々先ほど発言ありましたように、今度の動向、木材市況が影響してくると思いますので、その見極めが重要かなと思います。

A会長 大体そのような付帯意見を付けるということで、報酬を上げることにについては皆さんも賛成ということで諮問内容についてはOKと。今の御意見については付帯意見に入りたいとは思いますが皆さんはいかがでしょうか。

（「賛成です」の声あり。）

三浦総務課長 会長よろしいですか。では附帯意見の文案について事務局の方から提案させていただきます。読み上げます。『今後の財政状況及び木材需要によっては、さらなる報酬額の引き上げを検討してもよいのではないか。』という付帯意見の記載はいかがでしょうか。

（「良いと思います」の声あり。）

三浦総務課長 はい。ではこちらを附帯意見へ記載させていただきます。諮問された事項については、報酬月額を議長2万円、副議長1万8,000円、議員1万6,000円にするとということで答申書を作成いたします。

付帯意見については、先ほど私が申し上げた付帯意見も併せて記載をさせていただきますということになります。

A会長 町長からいただきました諮問につきましては、皆さんの賛同を得ましたので、今のとおりで良いと、それから付帯意見につきましては今説明ありましたとおり付帯するということで皆さんよろしいですか。

（「はい」の声あり。）

石井補佐 それでは答申書の案を皆さんに配布いたしますので、それを事務局の方で説明いたしますので、その内容を最終的にご確認いただければと思います。

お手元にお配りしたのが答申書の案になります。

下岩川財産区議会議員の報酬月額の引上げについて（答申）

令和6年10月11日付けで諮問のあった下岩川財産区議会議員の報酬月額の引上げについて、次のとおり答申いたします。

2 ページ目をご覧ください。

1 はじめに

三種町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年10月11日、三種町長から審議会条例第2条の規定に基づき、下岩川財産区議会議員の報酬月額の引上げについて諮問を受けた。

この諮問を受け、令和6年11月26日審議会を開催し、審議会において意見交換を行った結果、全員一致の結論を得て、答申を取りまとめたものである。

2 会議の運営等について

委員は、公平中立の立場を貫き、町民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により諮問内容を審議し、審議会の意見は、会長名をもって、書面で行うものとした。

3 審議結果について

下岩川財産区議会議員の報酬月額の検討に当たっては、財産区経営状況、他財産区との均衡、将来計画等を踏まえ慎重に審議を重ね、次のとおり諮問内容を妥当とする結論に至った。

- ・議 長 20,000円
- ・副議長 18,000円
- ・議 員 16,000円

4 付帯意見

実施時期については、令和7年度から実施することとし、報酬月額の改定に関して広く地域住民に周知していただきたい。

こちらに先ほどまとめていただいた内容を追加で入れたいと思います。

また、今後の財政状況及び木材需要によっては、報酬額のさらなる引き上げを検討してもよい。

5 おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、全員一致の意見によるものであり、答申内容については十分尊重されたい。

令和6年11月26日 三種町特別職報酬等審議会 会長A、各委員という形にしております。

A会長 今の内容でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

そうすれば審議は終了してよろしいでしょうか。皆さんお伝えしたいことはございませんか。(「ありません」の声あり。) それでは以上で審議は終了いたします。どうもありがとうございました。

午前10時54分 閉会